



るぴなす便り



第20号 平成28年4月15日 発行

全ての市町村に、地域生活支援拠点の実現を

平成28年4月1日、東胆振圏域（苫小牧市、白老町、むかわ町、安平町、厚真町）、富良野圏域（富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村）の2つの圏域において、道内21圏域の先陣を切って地域生活支援拠点（正式には、障害児・者の地域生活支援の推進のための拠点）がスタートしました。

地域生活支援拠点の検討については、障害者総合支援法が成立した際に国会から出された付帯決議の一つに「ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住のあり方について、早急に検討を行うこと」という項目が含まれており、これを踏まえて社会保障審議会障害者部会は、グループホーム等の住まいの場を提供する「居住支援機能」と相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の「地域支援機能」の2つを併せもつ地域生活支援拠点を構想するに至りました。

これを受けて、北海道は第4期北海道障がい福祉計画（平成27年度～29年度）の3カ年で、21の障がい保健福祉圏域に1か所以上の整備を行うという成果目標を掲げています。

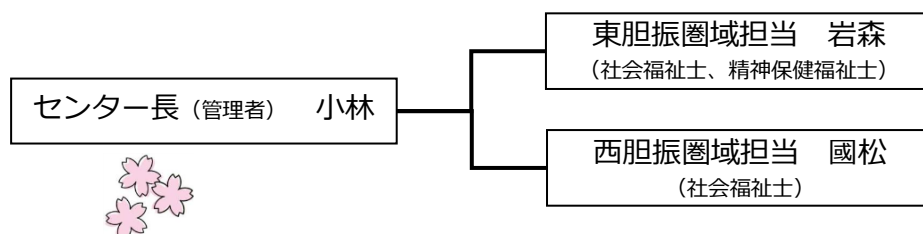
整備方針については、市町村において整備することとし、市町村によって利用者の状況やサービス事業所の整備が異なることから複数市町村による共同整備を検討すること、地域が一体感をもった支援を行うため、複数の事業所が協力して機能を分担すること、広域で分散という北海道の特性を踏まえ、高齢者福祉、児童福祉など他の施策と連携した共生型の整備を促すこととしています。

障がいのある人が、安心して地域生活を継続していくためには、「一生涯にわたる支援の仕組み」が必要です。地域生活支援拠点は、障がい種別を超えて生きづらさを抱えたすべての人たちが、「いつでも、どこでも、だれもが、必要なサービスを利用できる地域」を目指して、不足しているサービスの拡充や利用者のニーズとサービスを繋ぐための扇の要として、東胆振圏域、富良野圏域に続いて、北海道の全ての市町村に限なく設置されるよう期待しています。

センター長 小林

平成28年度 「るぴなす」スタッフ体制

平成28年度と同様に、地域づくりコーディネーターを西胆振圏域と東胆振圏域に1名配置し、両圏域を統括するセンター長（管理者）を配置し、3名体制で活動を行います。



あい・ぷらざ

「地域づくりコーディネーター」の取組みについて

るびなすでは、「障がいのある人が希望する地域で安心して生活できる」よう、地域の相談支援体制等の構築や施設入所者等の地域生活への適切な移行に向けた地域づくりに関する助言・調整等の広域的支援を目的として、平成21年度より胆振総合振興局から受託し事業の実施を行っています。

■平成27年度の活動実績

平成27年度は、サービス等利用計画の完全実施や地域生活支援拠点の整備、障害者差別解消法の施行準備への活動が中心となり、「定期訪問や主催会議、主催研修、関係会議への出席」等の支援を延べ287回行いました。主な活動実績は次のとおりです。

【地域自立支援協議会等の関係会議への出席（65回）】

地域の支援体制の構築とその強化にむけた取組みとして、地域自立支援協議会（40回）や障がい福祉関係の会議（地域づくり委員会・就労・精神等25回）に出席し、地域の課題や取組み状況の把握とともに、地域づくりにむけた支援を行いました。

特に、相談支援の中核的な役割を担う地域自立支援協議会の活性化にむけて、全体会や相談支援部会のオブザーバー出席を行いました。

尚、この協議会は相談支援の活動を支える重要な役割があり、「障がい福祉計画との連動や個別の相談から地域課題の抽出・整理・分析」と、その支援体制の整備を推進する機能がある組織として位置づけられています。

【市町担当者との打合わせのための定期的な訪問（44回）】

各市町の障がい福祉担当者と相談支援体制に関する打合せを3か月に1回行い、主な内容は、「サービス等利用計画や地域相談支援、地域自立支援協議会、権利擁護（障害者虐待防止法や障害者差別解消法）の取組み状況」を把握するとともに地域の課題等を確認し、それぞれの取組みが充実・強化するために必要な助言・情報提供を行いました。



【地域生活支援拠点の整備への支援（32回）】

拠点整備にむけた会議への出席（5回）や市町訪問等による打合わせ（22回）、ニーズ調査等（5回）の支援を胆振総合振興局と連携して行いました。

【相談支援業務に従事する職員を対象とした主催研修の実施（19回）】

相談支援業務に従事する職員を対象として、支援技術の向上等にむけた研修（るびなす研修9回、障がい者ケアマネジメント連絡協議会3回）を開催し、相談支援専門員等の知識習得の場として実施しました。また、地域の支援体制の強化のために権利擁護に関する研修（道南ブロック障がい者虐待防止・権利擁護研修3回）や発達障がいに関する研修（自閉症講座基礎コース（登別会場）4回）も開催しました。

【相談支援担当者を対象とした主催会議の開催（15回）】

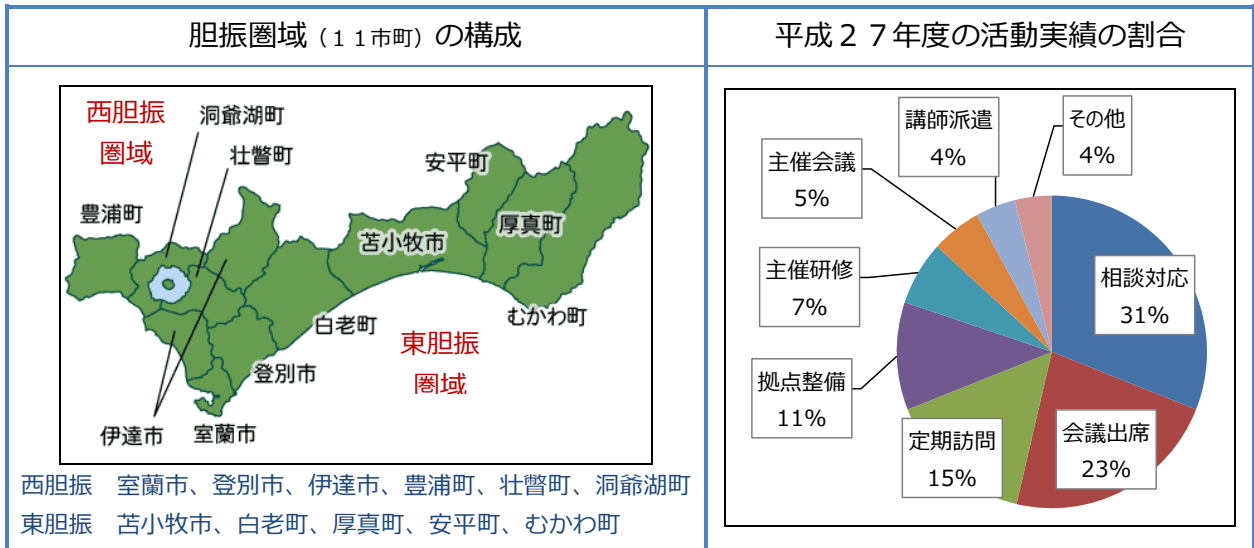
相談支援業務に従事する市町担当者や相談支援事業所の相談支援専門員等を対象として、「市町地域づくりネットワーク会議（8回）」や「指定相談支援事業所連絡会議（5回）」を開催し、相談支援の充実や関係者間の連携強化を行いました。

また、子ども発達支援センターの取組みへの支援として「担当者情報交換会（2回）」を開催し、各センターの取り組み状況の共有や意見交換とともに、各センターの見学会も行いました。

【その他の活動（112回）】

地域づくりに向けた支援として、市町や相談支援事業所等からの相談対応（89回）や、相談支援や障害者差別解消法関連の研修事業への講師派遣（12回）、調査回答等（11回）を行いました。

関係機関等の皆さまから多くのご協力を頂きながら活動することができました。この場をお借りして、深くお礼申し上げます。（1）



■重点方針（平成27年度・平成28年度）

事業の実施要綱に基づき、11市町ごとに支援方針を作成した上で、「(1)市町への支援、(2)圏域内の相談支援体制の充実、(3)北海道の障がい福祉に関するシステムづくり」の各項目に応じて、次の重点方針を念頭に活動します。

- 1 地域生活支援拠点の整備に向けた市町村への支援
- 2 障がい者の権利擁護の推進
- 3 障害者相談支援事業や特定相談支援事業などを含めた総合的な相談支援体制の確保



■平成28年度の活動計画

胆振管内の市町担当者や相談支援専門員と連携して、「障がいのある人が暮らしやすい地域づくり」をさらに発展していくため、主催会議や主催研修、関係会議への出席等の活動を継続して行うとともに、北海道胆振総合振興局や関係機関との連携強化を図り、相談支援や地域生活移行の体制整備にむけた支援活動を行います。主な活動予定は次のとおりです。

【市町への支援】

胆振管内11市町の相談支援体制が安定して機能するための支援として、地域自立支援協議会の運営支援とオブザーバー出席（相談支援部会を含む）や主催会議の開催（市町地域づくりネットワーク会議（西・東胆振圏域・各年4回）、指定相談支援事業所連絡会議（西胆振圏域・年4回）、子ども発達支援センター連絡会議（年2回）等）を継続して行うとともに、関係会議への出席や関係機関との連携（相談支援担当者等からの相談への支援）を行います。

【胆振管内の相談支援体制の充実等】

北海道障がい者条例に基づく障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の事務局への参画や主催研修の開催、道の研修（相談支援従事者研修関連）実施への協力、普及・啓発（各種一覧の作成・発行）を行います。

【北海道の障がい者福祉に関するシステムづくり】

北海道胆振総合振興局や他圏域の地域づくりコーディネーターと連携して活動します。

平成28年度においても引き続き事業の実施に関する重点方針の内容を基本として、地域づくりガイドラインや支援方針を活用し、各地域の実情に応じて支援体制の充実を図る活動を柔軟に行います。

また、支援体制の確保に向けた助言・情報提供を市町担当者や相談支援専門員等へ行うとともに、権利擁護に関する研修事業や地域生活支援拠点事業の設置とその運営が円滑に行われるように、関係者と協働して取組めます。(1)



東胆振圏域地域生活支援拠点事業について

平成28年4月から東胆振圏域では地域生活支援拠点事業を5市町で実施することとなり、拠点となる苫小牧の委託先事業所では「地域生活支援拠点コーディネーター」を配置して活動を行います。

主な取り組みは、居住系福祉サービスの空き情報や拠点センターの居住スペース活用の他、関係機関の連携強化（拠点会議・研修事業の開催）とともに、障がいのある人やその家族からの相談に応じます。

【事業の概要】

名称	東胆振圏域地域生活支援拠点センター
委託先	特定非営利活動法人ラポルト
所在地	苫小牧市矢代町3丁目3番3号
電話番号	(0144) 75-2808 (苫小牧地域生活支援センター内)
設置日	平成28年4月1日
営業時間	午前9時から午後7時まで ※土曜日は午後5時まで (日曜、祝日、年末年始を除く)
対象地域	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町 (東胆振圏域5市町)
業務内容	居住系サービスの空き情報、相談支援サービス等



るびなすでは、東胆振圏域の拠点事業への運営支援とともに、西胆振圏域では拠点整備への支援を引き続き行います。

尚、この拠点事業は、障がいのある人の高齢・重度化や「親なき後」を見据え、第4期障がい福祉計画において整備することが示され、居住支援機能と5つの地域支援機能^{※1}を念頭に、地域支援の強化や相談支援体制の充実を図ることを目的とした取り組みとなります。(I)

※1 5つの地域支援機能

- ①相談支援
- ②体験の機会・場の確保
- ③緊急時の受け入れ・対応
- ④専門性の確保
- ⑤地域の体制づくり



苫小牧地域生活支援拠点センター

あ と が き



3年続けて、同じ顔ぶれになります。
つい最近の体制ではとても珍しいことです
(1年毎でセンター長が交代等々・・・)。
4月に入っても肌寒い上に、今年はインフルエンザが猛威を振るっております。
皆様も体調には十分お気を付け下さい。
今年度もよろしくお願いたします。(K)

発 行

広域相談支援体制整備事業 (胆振圏域)

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団
胆振圏域障がい者総合相談支援センターるびなす
〒052-0014

北海道伊達市舟岡町334番地 あい・ぷらざ1階

電 話 0142-22-3200

F A X 0142-82-3931

